



1月1日 22時00分公表

令和6年1月1日
内閣府政策統括官（防災担当）

令和6年能登半島地震にかかる 災害救助法の適用について【第2報】

1. 災害の概要

令和6年能登半島地震により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、新潟県、富山県、石川県及び福井県は 35市11町1村 に災害救助法の適用を決定した。

	自治体名	市	町	村	計
1	新潟県	13	1	0	14
2	富山県	9	3	1	13
3	石川県	10	7	0	17
4	福井県	3	0	0	3
4県合計		35	11	1	47

本件問合せ先
内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者生活再建担当）付
阿部、安東、吉末、佐藤、高橋
TEL 03-5253-2111（内線51276）
03-3503-9394（直通）

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
<p>【新潟県】</p> <p><u>新潟市</u> (にいがたし)</p> <p><u>長岡市</u> (ながおかし)</p> <p><u>三条市</u> (さんじょうし)</p> <p><u>柏崎市</u> (かしわざかし)</p> <p><u>加茂市</u> (かもし)</p> <p><u>見附市</u> (みつけし)</p> <p><u>燕市</u> (つばめし)</p> <p><u>糸魚川市</u> (いといがわし)</p> <p><u>妙高市</u> (みょうこうし)</p> <p><u>五泉市</u> (ごせんし)</p> <p><u>上越市</u> (じょうえつし)</p> <p><u>佐渡市</u> (さどし)</p> <p><u>南魚沼市</u> (みなみうおぬまし)</p> <p><u>三島郡出雲崎町</u> (さんとうぐんいずもさきまち)</p> <p>【富山県】</p> <p><u>富山市</u> (とやまし)</p> <p><u>高岡市</u> (たかおかし)</p> <p><u>氷見市</u> (ひみし)</p> <p><u>滑川市</u> (なめりかわし)</p> <p><u>黒部市</u> (くろべし)</p> <p><u>砺波市</u> (となみし)</p>	<p>1月1日</p>	<p>令和6年能登半島地震により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。</p>	<p>災害救助法施行令第1条第1項第4号適用</p>

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
<p>小矢部市 (おやべし)</p> <p>南砺市 (なんとし)</p> <p>射水市 (いみずし)</p> <p>中新川郡舟橋村 (なかにいかわぐんふなはしむら)</p> <p>中新川郡上市町 (なかにいかわぐんかみいちまち)</p> <p>中新川郡立山町 (なかにいかわぐんたてやままち)</p> <p>下新川郡朝日町 (しもにいかわぐんあさひまち)</p> <p>【石川県】</p> <p>金沢市 (かなざわし)</p> <p>七尾市 (ななおし)</p> <p>小松市 (こまつし)</p> <p>輪島市 (わじまし)</p> <p>珠洲市 (すずし)</p> <p>加賀市 (かがし)</p> <p>羽咋市 (はくいし)</p> <p>かほく市 (かほくし)</p> <p>白山市 (はくさんし)</p> <p>能美市 (のみし)</p> <p>河北郡津幡町 (かほくぐんつばたまち)</p> <p>河北郡内灘町 (かほくぐんうちなだまち)</p> <p>羽咋郡志賀町 (はくいぐんしかまち)</p> <p>羽咋郡宝達志水町 (はくいぐんほうだつしみずちよう)</p>	<p>1月1日</p>	<p>令和6年能登半島地震により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。</p>	<p>災害救助法施行令第1条第1項第4号適用</p>

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
鹿島郡中能登町 (かしまぐんなかのとまち) 鳳珠郡穴水町 (ほうすぐんあなみずまち) 鳳珠郡能登町 (ほうすぐんのとちよう) 【福井県】 福井市 (ふくいし) あわら市 (あわらし) 坂井市 (さかいし)	1月1日	令和6年能登半島地震により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用

2. これまでにとられた措置

- ・ 避難所の設置 等